

# 社労士は『働き方改革』を 支援します



## 社労士とは

社会保険労務士法に基づく国家資格者で、  
労働・社会保険及び人事・労務管理の専門家です。

## 働き方改革の主なテーマ

- ◆ 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- ◆ 賃金引上げと労働生産性向上
- ◆ 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正
- ◆ 柔軟な働き方がしやすい環境整備
- ◆ 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備
- ◆ 病気の治療と仕事の両立
- ◆ 子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労
- ◆ 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援
- ◆ 誰にでもチャンスのある教育環境の整備
- ◆ 高齢者の就業促進
- ◆ 外国人材の受け入れ

## ～社労士の支援内容～

- ◆ 無期転換ルールへの対応
- ◆ 賃金・評価制度の設計、運用
- ◆ 短時間労働者の社会保険適用拡大への対応
- ◆ 就業規則・36協定の作成、見直し
- ◆ 助成金活用の提案
- ◆ 短時間正社員制度・テレワーク導入支援
- ◆ 経営労務診断サービス※による就労環境の整備
- ◆ がん患者等への就労相談および企業支援
- ◆ 高齢者継続雇用延長等の支援
- ◆ 外国人労働者の労働条件適正化の支援
- ◆ 職場トラブル未然防止、円満解決支援

※企業の人事・労務管理に関する情報を社労士が確認・診断し、「サイバー法人台帳ROBINS」サイトに公開するサービスです。

### ご注意

アウトソーシング等を行う法人組織、経営コンサルティング会社、他士業等の社労士でない者が、労働社会保険に関する申請書等の作成・届出及び帳簿書類の作成業務などを行えば、社会保険労務士法違反となります。

# マイ社労士を見つけよう!

福岡 社労士

検索

## 福岡県社会保険労務士会の社労士\* 検索システム

※開業会員及び社労士法人の検索ができます。



検索結果

○▽社会保険労務士事務所 福岡花子

TEL 092-414-8775  
E-mail fukuoka@sr-fukuoka.or.jp  
住所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多借成ビル3F

社会・労働保険の手続きは、国家資格者である社労士にお任せ下さい。

> 詳しく見る

○△△社労士事務所 福岡太郎

TEL 092-414-8775  
E-mail fukuoka@sr-fukuoka.or.jp  
住所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多借成ビル3F

社員教育・セミナー講師、評価制度・給与制度設計もお任せ下さい。

> 詳しく見る

### 社会保険労務士に依頼できる業務

- 労働社会保険の手続き・給与計算
- 年度更新・算定業務
- 就業規則・助成金・人事コンサルティング
- 個別労働紛争のあっせん代理
- 安全衛生関係
- 年金の相談

～支えます!職場の安心 企業の未来～

福岡県社会保険労務士会

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-28  
博多借成ビル3F301号

TEL 092-414-8775 FAX 092-414-8786  
営業時間:9:00～17:00 www.sr-fukuoka.or.jp/